

答申第 40号

鎌情審査第30号
平成18年 1月30日

鎌倉市長 石渡 徳一 様

鎌倉市情報公開審査会
会長 若杉 明

平成17年7月21日付け鎌秘第74号で諮問のあった下記の事案について、
別紙のとおり答申します。

記

行政文書不存在決定処分に対する異議申立てについて

1 審査会の結論

異議申立人による「平成17年4月から5月までの秘書課日誌」（以下「本件文書」という。）についての公開請求に対して、鎌倉市長が平成17年6月24日に行った行政文書不存在決定処分は妥当である。

2 異議申立人の主張の要旨

(1) 異議申立ての趣旨

鎌倉市長が2005年6月24日付けで異議申立人にした行政文書不存在決定処分を取り消す、との決定を求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張の概略は次のとおりである。

ア 鎌倉市情報公開条例第1条に違反する。

鎌倉市情報公開条例第1条は、前提として「この条例は、地方自治の本旨に即した市政を運営する上において、」を挙げており、憲法第92条の地方自治制度の保障規定に基づき、国民主権制度の地方行政における市民の権利を指したものであり、次に「市民に対し、知る権利を保障し、」という保障規定を改めて掲げている。

さらに、市民から市政を負託された市は、行政の公正かつ透明性を確保する観点から、その諸活動を積極的に市民に対し説明する責任を果たすよう「説明責任を果たすことの重要性」を挙げ、その諸活動を市民に対し説明する責任を果たすよう規定していることから、市の「諸活動を市民に対し説明する責任」を負うことは当然のことであり、情報公開と市政の透明性の確保は切り離せない。

そして最後に、「市民参加の下における公正で民主的な市政を推進することを目的とする。」と結んでいる。この解釈によれば、「市民参加をさらに容易かつ円滑にし、市民と市との信頼関係を増進し、公正で民主的な市政を実現すること」が本条例の直接の目的であるとしている。

それでは実施機関は、「地方自治の本旨のひとつである住民自治の原則」に立ち、「市民本位の情報公開を積極的に」捉えようとしたのか、「市民に対し、知る権利」を保障しているか、「保有する情報の一層の公開を図り」、その「諸活動を市民に対し説明する責任」を果たしていると言えるだろうか。そして条例の目的である「市政の透明性を向上させ、市民参加の下における公正で民主的な市政を推進」しているだろうか。

異議申立人は、すべて否であると思料する。

イ 条例第3条に違反する。

条例第3条（実施機関及び利用者の責務）は、前段で「実施機関はこの条例の解釈及び運営に当たっては、行政文書の公開を請求する権利を十分尊重する」として、実施機関の第一の責務を挙げている。

「知る権利」は、すべての市民に保障されているのであり、鎌倉市をはじめ、多くの地方自治体の情報公開条例が援用するところとなっている。

然るに鎌倉市秘書課は、公務日誌といえる記録を文書化していない。この点について、秘書課は「市長のスケジュールについて秘書システムを用いてコンピュータ管理をしていることから」としているが、これは文書を作成しない理由には当たらない。秘書システムは、市販のソフトを用いて市長のスケジュール管理をコンピュータ化しただけのものであって、公務日誌とは自ずから性格や内容を異にする。異議申立人が請求した「秘書課日誌」とは、市長が公務時間中に庁内の各部課や、市議員、関係官庁、来客、あるいは訪問先でどのような会議、調整、決裁等を行ったかの記録である。

請求時に文書が存在しない場合、鎌倉市では所管課職員が請求者に不在の理由を説明して、請求の取消しを求める。本件の場合も秘書課職員が同様の要請を行った。

異議申立人は、前記の内容を説明し作成しない理由をさらに訊いた上で、後日何らかの係争が起きた場合、会議や打ち合わせ内容について何をもって対処するのかを尋ねたところ、職員の答えは概ね以下の2点であった。

- (1) 秘書課日誌あるいは公務日誌は、慣行としてつけていない。
- (2) 打ち合わせ内容等は、職員の記憶の中にある。

例えばある打ち合わせに秘書課職員が同席すれば、職員は打ち合わせ内容を自分の手帳にメモする。少なくとも秘書課長に報告する義務があるからである。それをなぜ文書化できないのか。

打ち合わせ内容が、文書化され公開されると、その内容を是とする市民も非とする市民もいる。したがって元々文書化しなければ問題は起こらない。

情報公開が進み「知る権利」の意識が高くなると、必ず行われる、いわゆる「文書隠し」が条例や規則の許容する範囲内で公然と行われる。市民に知られてはマズイ文書は作らない。これは最も悪質な「情報隠し」と言えないだろうか。

3 実施機関の説明の要旨

- (1) 市長のスケジュール管理については、秘書システムを用いてコンピュータ管理をしているため、日誌の作成は行っておらず、請求の文書が存在しないため、行政文書不存在決定を行った。

- (2) 請求の文書が存在していないことを説明し、秘書システムを用いてコンピュータ管理している市長の月間予定表があることを説明したところ、この文書に対しても請求し、こちらは一部公開決定をしている。

4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人及び実施機関から各々の主張を聴取し審議した結果、次のように判断した。

(1) 本件文書について

本件文書は、「平成17年4月から5月までの秘書課日誌」である。

異議申立人は、「市政の中枢にある秘書課が日誌を作成していないことは、鎌倉市情報公開条例第1条及び第3条に違反する。」と主張している。しかし、実施機関は、市長の日程管理は、秘書システムを用いてコンピュータ管理をしており、日々の出来事の内容を記録した日誌は作成していないことから、行政文書不存在決定処分をしたものである。

当審査会は、本件文書が存在しているのか否かについて検討した。その結果、現在秘書システムを用いて市長の日程管理を行っているため、出来事の記録をとった日誌は作成していないという点については、実施機関の説明でも不自然さは認められなかった。また、「秘書課日誌」の作成・保管については、条例・規則・要綱等による明確な規定があるわけではない。ただし、秘書システムを用いた月間予定表は、予定に変更があればその都度、修正を加えて調整していく実態についての記録であるので、市長の日程管理記録として、日誌に準じたものと認められる。

(2) 条例第1条についての検証

条例第1条は、鎌倉市情報公開条例の目的を定めたもので、解釈及び運用の指針となるものである。すなわち住民自治の原則を踏まえ、市民に対し「知る権利」を保障し、行政の公正かつ透明性を確保する視点からその諸活動を積極的に市民に対し説明する責任を果たすよう努めることを規定したものである。同条は、直接的には行政文書の公開を求める市民の権利を保障し、その権利に対応する実施機関の公開の義務を規定したものだが、従来から行われている情報の提供をこの条例により禁止し、又は制限しようとするものではない。

この点については、異議申立人が本件文書を請求した際に、秘書課職員が秘書課では市長日程の内容を記録する日誌は作成していないこと、それに代わるものとして、秘書システムを用いて作成した市長の月間予定表があることの説明をしたところ、日誌及び月間予定表がそれぞれ請求されたという。そのことについては、意見書にも記されているように秘書課日誌が存在しな

いことは確かであり、さらに説明責任は十分に果たされていると言えよう。

(3) 条例第3条についての検証

条例第3条においては、「実施機関は、この条例を運用するに当たって、行政文書の公開を請求する権利が十分尊重されるよう常に心がけなければならない」と謳っている。すなわち同条は、個人の尊厳を保つうえで個人情報の保護の重要性を認識し、個人についての情報がみだりに公開されることのないよう、最大限の配慮をしなければならない責務を実施機関に負わせている。

実施機関は、請求された「秘書課日誌」が存在しないこと、それに代わる「市長の月間予定表」があるので、そちらを請求されてはどうかと情報提供を行っている。このことから行政文書の公開を請求する権利は十分尊重されていると考えられる。

(4) その他

以上のように「秘書課日誌」の不存在は確認されるが、それに代わる市長の月間予定表については、記載内容が秘書システムの性格上かなり限定されているように感じられる。市政の透明性を確保し、市民の知る権利が尊重されるよう、記載内容をより詳細にするなど、市民が見ても分かりやすい記載方法をとる工夫をするよう検討願いたい。

以上のとおりであるので、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別紙)

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
17. 7. 21	諮問 (諮問第46号)
8. 10	実施機関に対し、行政文書不存在決定理由説明書の提出要請
8. 19	行政文書不存在決定理由説明書を受理
8. 22	異議申立人に行政文書不存在決定理由説明書の写しを送付 及び意見書の提出要請
9. 12	・行政文書不存在決定理由説明書に対する意見書を受理 ・実施機関に意見書の写しを送付
9. 26	第111回審査会 ・申立人から意見の聴取 ・実施機関から行政文書不存在決定理由説明の聴取
10. 24	審議 (第112回審査会)
11. 24	審議 (第113回審査会)
12. 19	審議 (第114回審査会)
18. 1. 30	答申